平成２３年（フ）第２８６６号
東京都江戸川区松江１－１－４　第５水沼ビル307、住民票上の住所福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字村中乙2197
債務者　佐藤　　勤
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９００号
東京都江東区亀戸３丁目61－３－601
債務者　岡崎　京子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９０４号
東京都江戸川区中葛西６丁目11－４－203　ラ・パイクスⅡ
債務者　和泉由理子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９１９号
東京都足立区島根３丁目２－10－101
債務者　相澤　竜馬
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９２０号
東京都足立区梅島１丁目８－２－201
債務者　舩山　紀栄
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９３４号
東京都板橋区徳丸７丁目３－２－404
債務者　並木　奈央
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９３５号
東京都練馬区関町北５丁目16－１－101
債務者　長島美恵子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９３６号
東京都西東京市ひばりが丘北３丁目８－５　クレールパートⅠ207
債務者　丸山　　康
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９３９号
東京都足立区谷中１丁目30－２－305
債務者　浅野　勝則
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９４７号
東京都品川区西五反田６丁目16－13　福森方
債務者　鎌田　宏子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９５６号
東京都墨田区東向島６丁目31－２－603
債務者　松葉　桃子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９０号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ７号棟409号室
債務者　山口　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９１号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目２番５－211号
債務者　山倉　照久
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７７号
横浜市旭区上白根１丁目10番３号
債務者　佐山　将樹
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１４号
横浜市磯子区岡村７丁目34番４号　西アークハイツＡ棟202号
債務者　梅田　隆光
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６６号
横浜市神奈川区三ツ沢西町７番37号　ベルシェ三ツ沢303号
債務者　稲澤　　進
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部